

中讃広域都市計画公園 市民ひろば

中讃広域都市計画駐車場 大手町駐車場

中讃広域都市計画道路 通町大手町線・通町線

中讃広域都市計画臨港地区 の変更

中讃広域都市計画下水道の変更(令和8年度予定)

丸亀市都市整備部都市計画課

中讃広域都市計画(公園・道路・駐車場)の変更案

【丸亀市決定】

S=1:2,500

【変更前】

都市計画駐車場
(0.28ha、177台、地上2階3階層)

【変更後】

都市計画道路 (約280m)

主要 第二駐車場(解体済)

通
町
線

通町大手町線

【変更前】

都市計画公園 (約1.30ha)

【新規】

拠点施設
(都決対象外)

【変更後】

都市計画道路 (一部廃止)

【変更前】
都市計画道路
(520m)

【変更後】
都市計画駐車場
(0.5ha、地上5階6層
307台)

【変更後】
都市計画公園 (1.50ha)

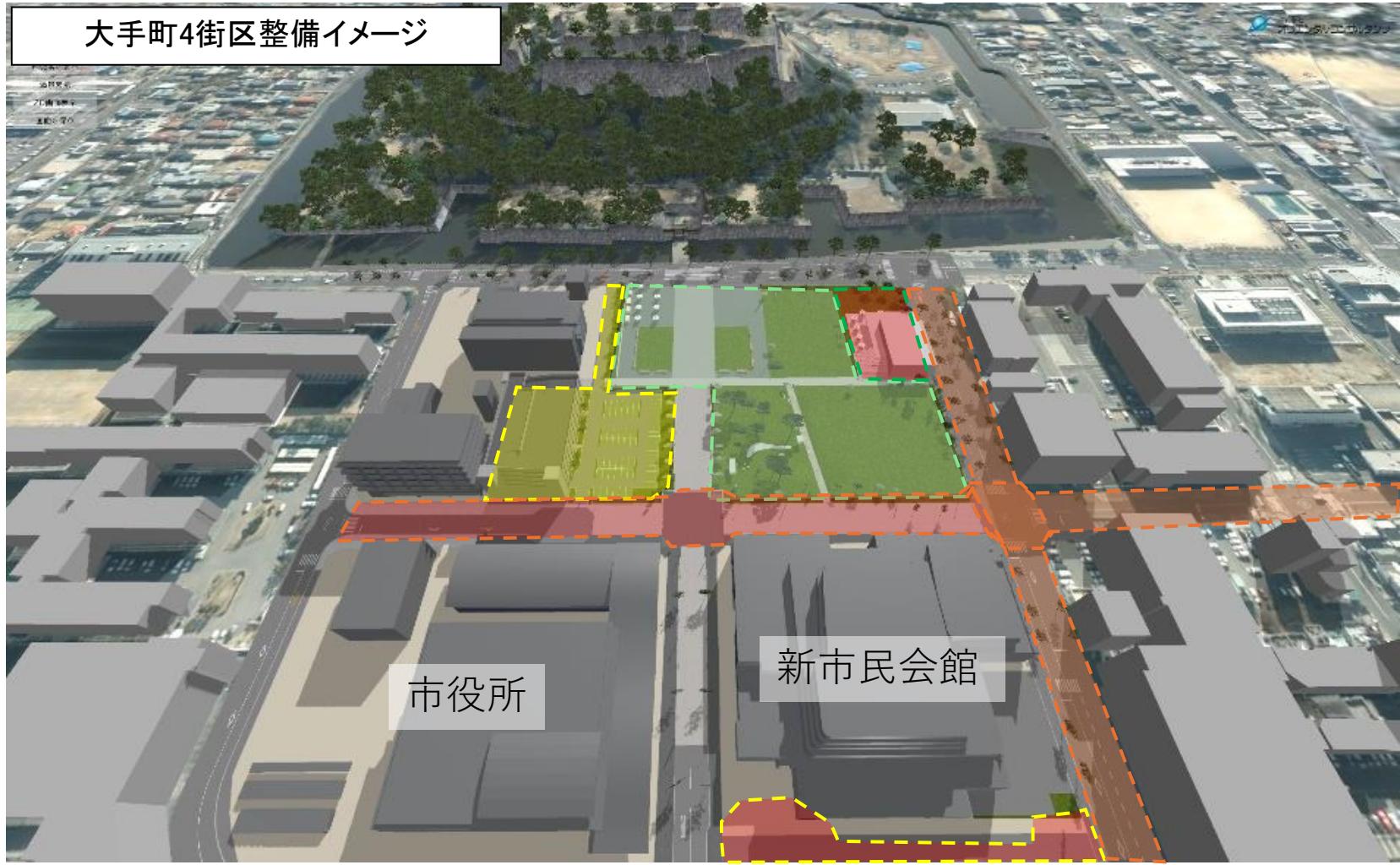
凡例

----- 変更前

■ 変更後

丸亀城

大手町4街区整備イメージ



公園

駐車場

道路

丸亀港 臨港地区 平面図 S=1:2,500

凡例

- 臨港地区（変更なし）
- 臨港地区（解除）



都市計画変更までの手続き・スケジュール

R7.8.21	第1回都市計画審議会
R7.8.25	香川県土木部長協議
R7.10.10	説明会(本日)
R7.10.14～10.28	原案の閲覧、公聴会の公述申出期間
R7.11.10	公聴会
R7.11.18～12.2	法定縦覧(都市計画法第17条)
R7.12.17	第2回都市計画審議会
R7.12月(予定)	香川県知事意見照会
R8.1月以降(予定)	都市計画変更(告示)

都市計画下水道の変更内容について (法定図書)

中讃広域都市計画下水道の変更(丸亀市決定)

都市計画下水道 土器ポンプ場を次のように変更する。

名称	内訳	位置	備考
〃	〃	〃	5,200m ²
丸亀市公共下水道	土器ポンプ場	丸亀市土器町東九丁目	900m ²

「位置及び区域は計画図表示のとおり」
上段赤書きは変更前

変更理由

丸亀市単独の雨水排水施設である産砂ポンプ場は建設後50年以上が経過しており、施設の耐用年数を超えているほか、当ポンプ場が雨水排水を受け持つ土器排水区では、宅地化の進展や気候の変化による降雨量の増加などから、排水区内の複数個所で浸水被害が頻発化している状況にある。

このような課題を解決していくため、浸水シミュレーションを用いた対策検討を行った結果、産砂ポンプ場の排水能力の増強により、浸水被害の軽減が確認されたことから、当ポンプ場付近に新たな雨水排水ポンプ場の建設を行うものである。なお、昭和51年10月に当該箇所の北側に埋立造成による土器ポンプ場が都市計画決定され、建設を予定していたが、浸水対策検討を踏まえ、当排水区の全体計画を見直した結果、埋立造成を伴うポンプ場は不要となったことからポンプ場の位置を変更するものである。

都市計画下水道の変更 (丸亀市決定)

